

2022年3月29日

三菱UFJ信託銀行株式会社

ブロックチェーン技術を活用した第三者対抗要件に係る課題の解決と 「Progmatt を活用した実証計画」の認定について

三菱UFJ信託銀行株式会社（取締役社長：^{ながしま いわお}長島 巖、以下 三菱UFJ信託銀行）は、産業競争力強化法に基づく「規制のサンドボックス制度」を活用すべく、「ブロックチェーン技術を活用した電子的取引に係る第三者対抗要件に関する実証」（以下、本実証）について申請し、本実証に関する新技術等実証計画について法務大臣及び経済産業大臣より認定を受けましたので、お知らせします。

1. 「STO」*1に関する課題の所在

セキュリティトークン（以下、ST）が有する社会的な意義の1つは、デジタル完結で効率的且つ迅速に証券取引を実行可能とし、社会全体の一層のデジタル化を進めるところにあり、三菱UFJ信託銀行が提供中の「Progmatt」では、受益証券発行信託スキームを組み合わせた仕組みとすることで、これを既の実現しています。（特許登録済み）

他方で、受益証券発行信託以外の信託受益権や、匿名組合出資持分等の集団投資スキームを前提としたSTでは、ブロックチェーン上のST移転記録だけでは、実体法上の権利は移転していても第三者に対抗することができません。具体的には、確定日付のある証書（内容証明郵便、公正証書等）による通知又は承諾が必要となり、デジタル完結で安定的な権利移転を実現するためには、本邦ST業界全体としては課題を抱えている点を認識しておりました。

*1 ブロックチェーン等の電子情報処理組織を用いて移転することができる有価証券等であるセキュリティトークンを発行し、資金の調達を行う行為の総称

2. 第三者対抗要件を巡る規制動向

デジタル技術を活用した第三者対抗要件具備のニーズが高まる中、2021年に改正された産業競争力強化法において、「認定新事業計画に従って提供される情報システム」を利用した債権譲渡通知等は、確定日付のある証書による通知等と見做す特例（以下、本特例）が創設されました。

本特例は、2020年6月に認定された「SMS（ショートメールサービス）を利用した債権譲渡通知に関する実証」が起点となっており、ブロックチェーン技術を活用した情報システムも本特例の対象になり得るかについて、SMSを活用した情報システムと同様に実証プロセスを経て確認することとしました。

3. 「Progmatt」を用いた実証と狙い

上記背景を踏まえ、ブロックチェーン技術を活用した情報システムとして「Progmatt」を利用し、本特例上の情報システムとしての要件を充足していることを実証することで、本邦ST業界全体の課題解決に繋げることを目指すこととしました。

「Progmatt」としては、実証を経て最終的に「認定新事業計画に従って提供される情報システム」となった場合、受益証券発行信託以外のスキームについてもデジタル完結で安定的な権利移転が可能となり、ST発行を希望する事業者の皆さまにとっての選択肢を拡げることが可能となります。

4. 実証の概要

今般認定を受けた実証の概要は以下のとおりです。

項目	内容
案件名	・「ブロックチェーン技術を活用した電子的取引に係る第三者対抗要件に関する実証」
主務大臣	・ 法務大臣（規制所管） ・ 経済産業大臣（事業所管）
認定日	・ 2022年3月29日 （申請日：2022年2月28日）
実証期間	・ 実証開始の準備が整ってから、8週間後の応当日まで
実証の流れ（骨子）	・ 実証期間中に発行される実際の ST 案件（複数）を対象とし、プライマリー取引における当初受益者から最終受益者までの権利移転について、「Progmatt」を用いた移転及び対抗要件の具備方法が、本特例上の情報システムとしての要件を充足しているかを分析する

今後も三菱 UFJ 信託銀行は、テクノロジーの積極的な活用を通じて、様々な社会課題の解決に貢献してまいります。

以 上

◆ 「Progmatt（プログラマ）」について

Web サイトを公開しておりますので、以下 URL からご覧ください。

<<https://www.tr.mufg.jp/progmatt/>>

◆ 経済産業省 | 規制のサンドボックス制度の活用事例 | リリース文

<https://www.meti.go.jp/policy/jigyuu_saisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyokaitakuseidosuishin/result/sandbox.html>

ご参考：主要な資産裏付型証券化スキームの特徴

スキーム例	主要なメリット(Pros)とデメリット(Cons)
受益証券発行信託	<p>【Pros】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 配当課税（20.315%）が適用でき、一定の課税所得金額以上の投資家にとっては、総合課税商品よりも税制上有利 ② 特定口座を選択することができ、確定申告の手間を減らせる ③ 信託財産が不動産であっても、受益権（デジタル証券）のトランシェ分けができる ④ 信託法上譲渡制限が可能であり、プラットフォーム外での当事者間合意による譲渡リスクを極小化できる（取引の安定化） ⑤ 産業競争力強化法による本特例が無くても、対抗要件問題が生じない（原簿記録＝ブロックチェーン記録により対抗要件を具備できる） <p>【Cons】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 受益証券発行信託商品事例は多くなく、取扱可能な専門家や受託者が現状は限定されている（敷居が低い）
受益証券発行信託以外の信託（受益者等課税信託）	<p>【Pros】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 信託財産（例えば不動産）で生じた収益・費用が、そのまま受益者の収益・費用と見做される ② 相続時の評価額も、有価証券としてではなく信託財産となっている資産（例えば不動産）の評価額が適用される ③ 信託法上譲渡制限が可能であり、プラットフォーム外での当事者間合意による譲渡リスクを極小化できる（取引の安定化） ④ 受益証券発行信託と比較すると事例が多くあり、取扱可能な専門家や受託者は現状でも既に幅広く存在する <p>【Cons】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 配当課税は適用されない ② 特定口座も選択できない（確定申告の手間が生じる） ③ 信託財産が不動産の場合は、税務上の観点から、受益権（デジタル証券）のトランシェ分けができない ④ 産業競争力強化法による本特例が無ければ、デジタル完結で対抗要件を具備できない
匿名組合出資	<p>【Pros】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 受益証券発行信託と比較すると事例が多くあり、取扱可能な専門家や事業者は現状でも既に幅広く存在する

	<p>【Cons】</p> <ul style="list-style-type: none">① 配当課税は適用されない② 特定口座も選択できない（確定申告の手間が生じる）③ 信託法と異なり、民法上譲渡制限が困難であり、プラットフォーム外での当事者間合意による譲渡リスクが残存する虞がある（取引が不安定化）④ 産業競争力強化法による本特例が無ければ、デジタル完結で対抗要件を具備できない
--	--